

# 18 <登園届>

保育園では、感染症に罹患した子どもの体調ができるだけ速やかに回復するよう迅速かつ適切に対応するとともに、乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育園内で周囲への感染拡大を防止する観点から、学校保健安全法施行規制に規定する出席停止の期間を基準に準じて、あらかじめ登園の目安を確認していく必要があります。厚生労働省の「保育所における感染症対応ガイドライン」（2018年改訂版（2023年5月一部改訂））に応じて、各種疾患の「登園届」を保護者様から保育園に提出していただくことで、罹患した子どもの登園の再開を確認することになりました。

出席停止期間が定められている感染症は、必ず医師の診断の上、出席停止期間を厳守し、集団生活に支障がないと判断されてから登園をしてください。登園については登園基準を参考に医師と確認していただき、保護者様が記入した登園届を提出してください。

**【学校保健安全法で出席停止期間のある感染症】**  
麻疹、インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、風疹、水痘、流行性耳下腺炎、結核、咽頭結膜熱（プール熱）、流行性角結膜炎（はやり目）、百日咳、腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, 等）、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎、

**\*登園が可能となる日を必ず医師と確認してください。\***

**【医師の診断を受け、保護者が登園届を記入する感染症】**  
溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ）、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、帯状疱疹、突発性発疹、

## 登園届（保護者記入）

看護師印	主任印	園長印	理事長印

組 園児氏名 \_\_\_\_\_

上記の者は、 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日、医療機関 \_\_\_\_\_ にて、

（ \_\_\_\_\_ ）と診断されましたが、病状が回復し、集団生活

に支障がないと判断されましたので、 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日より登園いたします。

<インフルエンザ>  
最初に発熱した日（ \_\_\_\_\_ ）  
解熱した日（ \_\_\_\_\_ ）

青梅保育園園長殿 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

<新型コロナウイルス感染症>  
最初に発熱した日（ \_\_\_\_\_ ）  
解熱した日（ \_\_\_\_\_ ）

保護者名 \_\_\_\_\_